安心の創造、誠実な経営。

平成27年9月7日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　髙塚　義弘
（コード番号 8975）
資産運用会社名
いちご不動産投資顧問株式会社
代表者名　代表執行役社長　織井　渉
問合せ先　執行役管理本部長　田實　裕人
（電話番号　03-3502-4891）

資産運用会社の社内規程（運用ガイドライン）の一部変更に関するお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）の資産運用会社であるいちご不動産投資顧問株式会社は、本日、その内規である運用ガイドラインの一部を変更することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 運用ガイドラインの変更の理由

本投資法人は、2015年9月5日開催の第9回投資主総会において、資産運用報酬（運用報酬Ⅱ）を投資主利益と一致した資産運用報酬体系とするため、分配金総額に連動した運用報酬を追加いたしました。これに伴い、投資口の追加発行にかかる財務方針を明確化するため、運用ガイドラインの一部変更を行うものです。

2. 運用ガイドライン変更日

2015 年9月7日

3. 運用ガイドラインの変更内容

変更内容は別紙「いちごオフィスリート投資法人運用ガイドライン　新旧対照表」をご参照下さい。

以　上

本投資法人のホームページアドレス　：　www.ichigo-office.co.jp

※本投資法人は2015年9月5日付で商号を変更し、これに伴い、ホームページアドレスが変更となりました。

（別紙）

いちごオフィスリート投資法人運用ガイドライン　新旧対照表

現　行	変更後
第 13 条（財務方針） 1.　（記載省略） 2.　投資口の追加発行は、総資産額に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合（以下「有利子負債比率」という。）や投資物件の取得計画等を勘案した上で、投資口の希薄化にも配慮しつつ、実行する。 3.～4.　（記載省略）	第 13 条（財務方針） 1.　（変更なし） 2.　投資口の追加発行は、総資産額に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合（以下「有利子負債比率」という。）や投資物件の取得計画等を勘案した上で、投資口の希薄化（追加発行による投資口 1 口当たり純資産及び 1 口当たり分配金への影響）にも配慮しつつ、実行する。 3.～4.　（記載省略）